

岩手県地域防災計画（火山災害対策編）

新旧対照表（案）

目 次

第 1 章 総則	
第 3 節 火山防災の基本理念	1
第 6 節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	2
第 2 章 災害予防計画	
第 2 節 防災知識普及計画	5
第 5 節 気象業務整備計画	6
第 5 節の 2 通信確保計画	15
第 6 節 避難対策計画	16
第 9 節 入山規制計画	17
第 10 節 防災施設等整備計画	18
第 3 章 災害応急対策計画	
第 1 節 活動体制計画	19
第 2 節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画	22
第 7 節 広報広聴計画	27
第 8 節 交通確保・輸送計画	28
第 18 節 避難・救出計画	29
第 22 節 給水計画	31
第 4 章 災害復旧・復興計画	
第 1 節 公共施設等の災害復旧計画	32
第 3 節 復興計画の作成	33

頁	現 計 画	修 正 案
3-1-1	<p style="text-align: center;">第3節 火山防災の基本理念</p> <p>1 関係機関との連携</p> <p>火山災害は、次のような特徴を有することから、行政機関、防災関係機関、学識者においては、県が設置する火山防災協議会の共同検討を通じて、役割分担を明確にした上で、互いに連携し、火山防災対策を進めることが必要である。</p> <p>特に、火山災害の特殊性に鑑み、学識者等専門家との緊密な連携を図るものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p style="text-align: center;">第3節 火山防災の基本理念</p> <p>1 関係機関との連携</p> <p><u>○ 火山災害は、次のような特徴を有することから、行政機関、防災関係機関、学識者においては、県が設置する火山防災協議会の共同検討を通じて、役割分担を明確にした上で、互いに連携し、火山防災対策を進めることが必要である。</u></p> <p>特に、火山災害の特殊性に鑑み、学識者等専門家との緊密な連携を図るものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>○ 県は、平時から、火山防災協議会その他の会議等の場を活用し、国、市町村、防災関係機関及び学識者等と連携しながら、火山活動等に関する情報の共有や火山防災対策の充実・強化に努める。</u></p> <p><u>○ 的確な火山防災対策及び防災体制の構築には、精度の高い火山観測データ等が必要となることから、県は、火山観測体制の充実・強化が図られるよう、国その他の火山観測機関等に対し必要な要請を行う。</u></p>
修正理由	<p>○ 県、市町村その他の防災関係機関及び学識者等による平時からの連携等について規定するもの</p> <p>○ 国その他の火山観測機関等に対する火山観測体制の充実・強化の要請について規定するもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案												
3-1-2	<p>第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p>	<p>第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p>												
3-1-3	<table border="1" data-bbox="268 483 821 2098"> <thead> <tr> <th data-bbox="268 483 475 526">機関名</th> <th data-bbox="475 483 821 526">業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="268 526 475 577">[略]</td> <td data-bbox="475 526 821 577"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 577 475 2098"> 仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕 </td> <td data-bbox="475 577 821 2098"> (1) [略] (2) <u>気象業務に必要な観測体制の充実並びに予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。</u> (3) <u>気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達並びにこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。</u> (4) <u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に関すること。</u> (5) <u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に係る技術的な支援・協力に関すること。</u> (6) <u>災害の発生が予想されるときや災害発生時において、県及び市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等の実施に関すること。</u> (7) <u>都道府県、市町村その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進や防災知識の普及啓発活動</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]		仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) [略] (2) <u>気象業務に必要な観測体制の充実並びに予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。</u> (3) <u>気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達並びにこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。</u> (4) <u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に関すること。</u> (5) <u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に係る技術的な支援・協力に関すること。</u> (6) <u>災害の発生が予想されるときや災害発生時において、県及び市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等の実施に関すること。</u> (7) <u>都道府県、市町村その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進や防災知識の普及啓発活動</u>	<table border="1" data-bbox="890 483 1444 2098"> <thead> <tr> <th data-bbox="890 483 1098 526">機関名</th> <th data-bbox="1098 483 1444 526">業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="890 526 1098 577">[略]</td> <td data-bbox="1098 526 1444 577"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="890 577 1098 2098"> 仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕 </td> <td data-bbox="1098 577 1444 2098"> (1) [略] (2) <u>気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。</u> (3) <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</u> (4) <u>県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</u> (5) <u>防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発</u>に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]		仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) [略] (2) <u>気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。</u> (3) <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</u> (4) <u>県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</u> (5) <u>防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発</u> に関すること。
機関名	業務の大綱													
[略]														
仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) [略] (2) <u>気象業務に必要な観測体制の充実並びに予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。</u> (3) <u>気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達並びにこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。</u> (4) <u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に関すること。</u> (5) <u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に係る技術的な支援・協力に関すること。</u> (6) <u>災害の発生が予想されるときや災害発生時において、県及び市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等の実施に関すること。</u> (7) <u>都道府県、市町村その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進や防災知識の普及啓発活動</u>													
機関名	業務の大綱													
[略]														
仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) [略] (2) <u>気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。</u> (3) <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</u> (4) <u>県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</u> (5) <u>防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発</u> に関すること。													

3-1-4		に関すること。																		
	東北総合通信局	(1)～(3) [略]		(1)～(3) [略] (4) <u>災害情報共有システム</u> <u>(Lアラート)の普及・促進に関すること。</u> (5) [略]																
	[略]		[略]																	
	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕	[略]		[略]																
			東北地方環境事務所	(1) <u>所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。</u> (2) <u>緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。</u> (3) <u>大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく検査・指示に関すること。</u> (4) <u>災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。</u>																
3-1-6	3・4 [略]		3・4 [略]																	
	5 指定地方公共機関		5 指定地方公共機関																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(一社)岩手県医師会 (一社)岩手県歯科医師会</td> <td>(1) [略] (2) <u>遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]		(一社)岩手県医師会 (一社)岩手県歯科医師会	(1) [略] (2) <u>遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力に関すること。</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(一社)岩手県医師会 (一社)岩手県歯科医師会</td> <td>(1) [略] (2) <u>遺体の検視、検案、身元確認及び処理に関する協力に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>(一社)岩手県薬剤師会</td> <td>(1) <u>医療救護に関すること。</u> (2) <u>災害時における医薬品の供給及び管理に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>(公社)岩手県栄養士会</td> <td>(1) <u>災害時における栄養管理に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]		(一社)岩手県医師会 (一社)岩手県歯科医師会	(1) [略] (2) <u>遺体の検視、検案、身元確認及び処理に関する協力に関すること。</u>	(一社)岩手県薬剤師会	(1) <u>医療救護に関すること。</u> (2) <u>災害時における医薬品の供給及び管理に関すること。</u>	(公社)岩手県栄養士会	(1) <u>災害時における栄養管理に関すること。</u>	
機関名	業務の大綱																			
[略]																				
(一社)岩手県医師会 (一社)岩手県歯科医師会	(1) [略] (2) <u>遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力に関すること。</u>																			
機関名	業務の大綱																			
[略]																				
(一社)岩手県医師会 (一社)岩手県歯科医師会	(1) [略] (2) <u>遺体の検視、検案、身元確認及び処理に関する協力に関すること。</u>																			
(一社)岩手県薬剤師会	(1) <u>医療救護に関すること。</u> (2) <u>災害時における医薬品の供給及び管理に関すること。</u>																			
(公社)岩手県栄養士会	(1) <u>災害時における栄養管理に関すること。</u>																			

		<u>(公社)岩手県看護協会</u>	<u>(1) 医療救護及び保健衛生に関すること。</u>
		<u>社会福祉法人岩手県社会福祉協議会</u>	<u>(1) 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。</u> <u>(2) 岩手県災害派遣福祉チームの派遣調整に関すること。</u>
		<u>(一社)岩手県獣医師会</u>	<u>(1) 災害時における愛玩動物の応急治療及び保護に関すること。</u>
		<u>(一社)岩手県建設業協会</u>	<u>(1) 災害時における道路啓開及び除雪に関すること。</u> <u>(2) 公共土木施設等の災害応急対策に関すること。</u>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定地方行政機関及び指定地方公共機関の業務の大綱について記載の見直しを行うもの ○ 東北総合通信局の業務の大綱にLアラートの普及等を加えるもの ○ 指定地方行政機関として東北地方環境事務所を追加するもの ○ 指定地方公共機関の追加指定に伴い、所要の修正をするもの ○ その他所要の整備をするもの 		

頁	現 計 画	修 正 案
<p>3-2-2</p> <p>3-2-3</p>	<p>第2節 防災知識普及計画</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1~2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 防災意識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア~コ [略]</p> <p>サ [略]</p> <p>○ 火山災害の特性、平常時における心得、災害時における心得、避難方法については、次の事項を基本として普及を図る。</p> <p>ア 火山災害の特性</p> <p>① [略]</p> <p>② [略]</p> <p>③ [略]</p> <p>④ [略]</p> <p>イ~エ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>4~6 [略]</p>	<p>第2節 防災知識普及計画</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 防災意識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア~コ [略]</p> <p><u>サ 登山における必要な装備等の用意、登山者カード（登山計画書）の提出</u></p> <p>シ [略]</p> <p>○ 火山災害の特性、平常時における心得、災害時における心得、避難方法については、次の事項を基本として普及を図る。</p> <p>ア 火山災害の特性</p> <p>① <u>火山災害は、前兆現象が把握されずに突発的に発生することがあること。</u></p> <p>② [略]</p> <p>③ [略]</p> <p>④ [略]</p> <p>⑤ [略]</p> <p>イ~エ [略]</p> <p>○ <u>県は、気象台及びその他防災に関する知識を有するものと連携し、ホームページ及びいれてモバイルメール等を活用して、住民等に対し定期的に火山に関する情報を提供する。</u></p> <p>○ <u>市町村等は、県が行う住民等に対する定期的な情報提供の取組に協力する。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>4~6 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 住民等に対する防災知識の普及の内容として登山計画書等の提出及び火山災害の突発性について規定するもの</p> <p>○ 住民等に対する定期的な火山に関する情報の提供及び市町村の協力について規定するもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																
3-2-8	<p style="text-align: center;">第5節 気象業務整備計画</p> <p>第2 気象業務の実施体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ 盛岡地方気象台は、情報の収集・伝達に必要な通信システム及び防災気象情報の作成に必要な情報処理システムの整備・充実に努める。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 火山観測施設</p> <table border="1" data-bbox="272 757 815 1301"> <thead> <tr> <th>施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手山火山観測点</td> <td>[略]</td> <td>馬返し(地震計、空振計、傾斜計)、八合目小屋(地震計)、滝ノ上温泉(地震計)、柳沢(GPS)、柏台(遠望カメラ)</td> </tr> <tr> <td>秋田駒ヶ岳火山観測点</td> <td>[略]</td> <td>八合目駐車場(地震計、空振計、傾斜計)、田沢湖高原温泉東(地震計)、田沢湖高原温泉(GPS)(いずれも秋田県側)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	施設等名	箇所数	設置場所	岩手山火山観測点	[略]	馬返し(地震計、空振計、傾斜計)、八合目小屋(地震計)、滝ノ上温泉(地震計)、柳沢(GPS)、柏台(遠望カメラ)	秋田駒ヶ岳火山観測点	[略]	八合目駐車場(地震計、空振計、傾斜計)、田沢湖高原温泉東(地震計)、田沢湖高原温泉(GPS)(いずれも秋田県側)	[略]			<p style="text-align: center;">第5節 気象業務整備計画</p> <p>第2 気象業務の実施体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ 盛岡地方気象台は、情報の収集・伝達に必要な通信システム及び防災気象情報の作成に必要な情報処理システムの整備・充実に努める。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 火山観測施設</p> <table border="1" data-bbox="882 757 1425 1301"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>箇所数</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手山火山観測点</td> <td>[略]</td> <td>馬返し(地震計、空振計、傾斜計)、八合目小屋(地震計)、滝ノ上温泉(地震計)、柳沢(GNSS)、柏台(遠望カメラ)</td> </tr> <tr> <td>秋田駒ヶ岳火山観測点</td> <td>[略]</td> <td>八合目駐車場(地震計、空振計、傾斜計)、田沢湖高原温泉東(地震計)、田沢湖高原温泉(GNSS)(いずれも秋田県側)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	箇所数	設置場所	岩手山火山観測点	[略]	馬返し(地震計、空振計、傾斜計)、八合目小屋(地震計)、滝ノ上温泉(地震計)、柳沢(GNSS)、柏台(遠望カメラ)	秋田駒ヶ岳火山観測点	[略]	八合目駐車場(地震計、空振計、傾斜計)、田沢湖高原温泉東(地震計)、田沢湖高原温泉(GNSS)(いずれも秋田県側)	[略]										
施設等名	箇所数	設置場所																																
岩手山火山観測点	[略]	馬返し(地震計、空振計、傾斜計)、八合目小屋(地震計)、滝ノ上温泉(地震計)、柳沢(GPS)、柏台(遠望カメラ)																																
秋田駒ヶ岳火山観測点	[略]	八合目駐車場(地震計、空振計、傾斜計)、田沢湖高原温泉東(地震計)、田沢湖高原温泉(GPS)(いずれも秋田県側)																																
[略]																																		
施設名	箇所数	設置場所																																
岩手山火山観測点	[略]	馬返し(地震計、空振計、傾斜計)、八合目小屋(地震計)、滝ノ上温泉(地震計)、柳沢(GNSS)、柏台(遠望カメラ)																																
秋田駒ヶ岳火山観測点	[略]	八合目駐車場(地震計、空振計、傾斜計)、田沢湖高原温泉東(地震計)、田沢湖高原温泉(GNSS)(いずれも秋田県側)																																
[略]																																		
3-2-9	<p style="text-align: center;">(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1" data-bbox="272 1391 815 1760"> <thead> <tr> <th>施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">岩手山遠望観測施設</td> <td>カメラ 15</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土石流監視システム</td> <td>検知センサー</td> <td>6 [略]</td> </tr> <tr> <td>積雪計</td> <td>7 [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ [略]</p> <p>第3 情報収集、伝達体制の整備</p> <p>○ 気象庁は、防災関係機関が行う防災活動の迅速な立ち上がりに資するよう、情報の伝達体制</p>	施設等名	箇所数	設置機関	[略]			岩手山遠望観測施設	カメラ 15	[略]	[略]		土石流監視システム	検知センサー	6 [略]	積雪計	7 [略]	<p style="text-align: center;">(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1" data-bbox="882 1391 1425 1760"> <thead> <tr> <th>施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">岩手山遠望観測施設</td> <td>カメラ 17</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土石流監視システム</td> <td>検知センサー</td> <td>7 [略]</td> </tr> <tr> <td>積雪計</td> <td>6 [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ [略]</p> <p>第3 情報収集、伝達体制の整備</p> <p>○ 気象庁は、防災関係機関が行う防災活動の迅速な立ち上がりに資するよう、情報の伝達体制</p>	施設等名	箇所数	設置機関	[略]			岩手山遠望観測施設	カメラ 17	[略]	[略]		土石流監視システム	検知センサー	7 [略]	積雪計	6 [略]
施設等名	箇所数	設置機関																																
[略]																																		
岩手山遠望観測施設	カメラ 15	[略]																																
	[略]																																	
土石流監視システム	検知センサー	6 [略]																																
	積雪計	7 [略]																																
施設等名	箇所数	設置機関																																
[略]																																		
岩手山遠望観測施設	カメラ 17	[略]																																
	[略]																																	
土石流監視システム	検知センサー	7 [略]																																
	積雪計	6 [略]																																

3-2-10

を整備するとともに、防災気象情報を適時・的確に発表し、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努める。

通信施設		伝達先
[略]		
緊急防災情報ネットワーク	防災情報提供システム (専用回線)	[略]
ワーク	衛星防災情報受信装置	
[略]		

- [略]
- 仙台管区气象台(盛岡地方气象台)は、岩手山及び秋田駒ヶ岳についての火山活動の状況と防災対応の必要性を示すため、噴火警戒レベルの運用を行う。

①火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

種類	内容
噴火警報 (居住地域)	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、対象範囲を明示して発表。対象範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報(居住地域)、含まれない場合は噴火警報(火口周辺)として発表。 ・噴火警報(居住地域) <u>火山現象特別警報に位置づけられる。</u>
噴火警報 (火口周辺)	
[略]	
降灰予報	<u>噴煙の火口からの高さが3メートル以上又は噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表。</u>

を整備するとともに、防災気象情報を適時・的確に発表し、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努める。

通信施設		伝達先
[略]		
防災情報提供システム (専用回線)		[略]
[略]		

- [略]
- 仙台管区气象台(盛岡地方气象台)は、岩手山及び秋田駒ヶ岳についての火山活動の状況と防災対応の必要性を示すため、噴火警戒レベルの運用を行う。

①火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

種類	内容
噴火警報 (居住地域) <u>又は噴火警報</u>	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、対象範囲を明示して発表。対象範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報(居住地域) <u>又は噴火警報</u> 、含まれない場合は噴火警報(火口周辺) <u>又は火口周辺警報</u> として発表。 ・噴火警報(居住地域) <u>又は噴火警報は、火山現象特別警報に位置づけられる。</u>
噴火警報 (火口周辺) <u>又は火口周辺警報</u>	
[略]	
降灰予報 (定時)	<u>噴火警戒レベルが上がるなど活動が高まった火山について、噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を噴火の発生に関わらず定期的に発表。</u>
降灰予報 (速報)	<u>予想される降灰量分布(市町村単位)、小さな噴石の落下範囲等について、噴火後速やかに(5~10分程度)発表。</u>
降灰予報 (詳細)	<u>予想される降灰範囲や降灰量(市町村単位)、降灰開始時間について、噴火後(20分から30分程度)に発表。</u>

ページ調整

頁	現 計 画				
3-2-11	②噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報				
予報及び 警報の名 称	対象範囲を 付した警報 の呼び方	略 称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	[略]		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が <u>発生、あるいは切迫している状態。</u>
噴火警報	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される (可能性が高まってきた)。
噴火予報					居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす (この範囲に入った場合に生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報					火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

頁	修正後			
3-2-11	②噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報			
	<p style="text-align: center;"><u>名 称</u></p>	<p style="text-align: center;">対象範囲</p>	<p style="text-align: center;">噴火警戒レベル (キーワード)</p>	<p style="text-align: center;"><u>発表基準</u></p>
	<p><u>噴火警報（居住地域）又は噴火警報</u></p>	<p>[略]</p>	<p>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合</p>	<p>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると 予想される場合</p>
	<p><u>噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報</u></p>		<p>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される 場合</p>	<p>火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される 場合</p>
	<p><u>噴火予報</u></p>		<p>予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合</p>	

頁	現 計 画				
3-2-12	③噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報				
予報及び 警報の名 称	対象範囲を 付した警報 の呼び方	略 称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報			居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が 発生、あるいは 発生すると予想される。
	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報			居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が 発生、あるいは 発生すると予想される。 火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入った場合に生命に危険が及ぶ) 噴火が 発生、あるいは 発生すると予想される。
噴火予報					火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

頁	修正後		
3-2-12	③噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報		
	名称	対象範囲	キーワード
	<u>噴火警報（居住地域）又は噴火警報</u>	[略]	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する <u>可能性が高まってきている</u> と予想される <u>場合</u>
	<u>噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報</u>		居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される <u>場合</u>
	<u>噴火予報</u>		火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される <u>場合</u> <u>予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合</u>

頁	現 計 画			
3-2-13	⑤秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル（概要版）平成21年3月 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル検討委員会			
対象 範囲		レベル	説 明	
			火山活動の状況	過去の事例 住民等の行動及び登山者・入山者等への対応
居住地	5（避難）	[略]		
域及び それよ り火口 側	4（避難 準備）	[略]	警戒が必要な居住地域での避難準備、 <u>災害時 要援護者</u> の避難等が必要 全山入山規制	
火口か ら居住 地域近 くまで	3（入山 規制）	[略]	住民は通常の生活必要に応じて <u>災害時要援 護者</u> の避難準備等 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規 制等	
[略]				
[秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルにおける火山活動の状況と影響範囲 資料編 2-4-5]				
[秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル毎の防災対応 資料編 2-4-6]				
○ [略]				

頁	修 正 案			
3-2-13	⑤秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル（概要版）平成21年3月 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル検討委員会			
	対象 範囲	レベル	説 明	
			火山活動の状況	過去の事例
			住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	
	居住地	5（避難）	[略]	
	域及び それよ り火口 側	4（避難 準備）	警戒が必要な居住地域での避難準備、 <u>避難行動要支援者</u> の避難等が必要 全山入山規制	
	火口か ら居住 地域近 くまで	3（入山 規制）	住民は通常の生活必要に応じて <u>避難行動要支援者</u> の避難準備等 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	
	[略]			
	[秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルにおける火山活動の状況と影響範囲 資料編2-4-5]			
	[秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル毎の防災対応 資料編2-4-6]			
	○ [略]			
修正 理由	○ 火山に関する予報・警報等の記載について見直しを行うもの ○ その他所要の整備をするもの			

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-15	<p>第5節の2 通信確保計画</p> <p>第2 通信施設・設備の整備等</p> <p>1~4 [略]</p>	<p>第5節の2 通信確保計画</p> <p>第2 通信施設・設備の整備等</p> <p>1~4 [略]</p>
3-2-16	<p>5 <u>非常・緊急通話用電話</u>の指定 [略]</p> <p>6 [略]</p>	<p>5 <u>災害時優先電話</u>の指定 [略]</p> <p>6 [略]</p>
修正理由	<p>○ 非常扱い・緊急扱い通話（102番）の廃止に伴い、所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-18	第6節 避難対策計画	第6節 避難対策計画
3-2-19	<p>第8 火山災害に対する住民等の予防措置</p> <p>1 住民の予防措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 次の場合は、直ちに避難所に避難する。 ア・イ [略] ウ 噴火警戒レベル 4 又は居住地域を対象とする噴火警報（居住地域）が発表されたとき ○ 正しい情報を、テレビ、ラジオ、防災行政無線、<u>広報車</u>等を通じて入手する。 ○ [略] 	<p>第8 火山災害に対する住民等の予防措置</p> <p>1 住民の予防措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 次の場合は、直ちに避難所に避難する。 ア・イ [略] ウ 噴火警戒レベル 4 又は居住地域を対象とする噴火警報（居住地域）<u>又は噴火警報</u>が発表されたとき ○ 正しい情報を、テレビ、ラジオ、防災行政無線、<u>広報車</u>、<u>ホームページ及びいわてモバイルメール</u>等を通じて入手する。 ○ [略] <p>2 登山者等の予防措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>登山者等は、上記1に掲げるもののほか、次に掲げる事項に留意し、登山等を行う。</u> ア <u>登山等に必要な装備等を用意する。</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><u>装備の例</u> <u>地図、ヘッドライト、非常食、ヘルメット、ゴーグル・防塵眼鏡、防塵マスク、ラジオ、携帯電話等</u></p> </div> <ul style="list-style-type: none"> イ <u>登山者カード（登山計画書）を提出する。</u> ウ 次の場合は、周囲に声をかけながら、直ちに下山する。 <ul style="list-style-type: none"> ① <u>揺れ、鳴動等を感じたとき、又は噴煙等を目撃したとき</u> ② <u>噴火警戒レベル2以上が発表されたとき</u> ③ <u>いわてモバイルメール、緊急速報メール、ラジオ等により下山を促す呼びかけがあったとき</u>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民の情報収集の手段として、新たにホームページ及びいわてモバイルメールを位置づけるもの ○ 火山災害に対する登山者等の予防措置について新たに規定するもの ○ その他所要の整備をするもの 	

頁	現 計 画	修 正 案												
3-2-24	<p style="text-align: center;">第9節 入山規制計画</p> <p>第3 登山者安全対策計画の内容</p> <p>○ 登山道を有する市町村は、登山者に対する早期の情報伝達と迅速な避難の実施のため、関係機関等と連携し、次の事項を内容とした計画を作成する。</p> <table border="1" data-bbox="280 495 812 768"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">ウ 情報伝達体制</td> <td>①・② [略] ③ 情報伝達設備 <u>(緊急通報システム)</u> ④・⑤ [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]		ウ 情報伝達体制	①・② [略] ③ 情報伝達設備 <u>(緊急通報システム)</u> ④・⑤ [略]	[略]		<p style="text-align: center;">第9節 入山規制計画</p> <p>第3 登山者安全対策計画の内容</p> <p>○ 登山道を有する市町村は、登山者に対する早期の情報伝達と迅速な避難の実施のため、関係機関等と連携し、次の事項を内容とした計画を作成する。</p> <table border="1" data-bbox="888 495 1420 768"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">ウ 情報伝達体制</td> <td>①・② [略] ③ 情報伝達設備 ④・⑤ [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]		ウ 情報伝達体制	①・② [略] ③ 情報伝達設備 ④・⑤ [略]	[略]	
[略]														
ウ 情報伝達体制	①・② [略] ③ 情報伝達設備 <u>(緊急通報システム)</u> ④・⑤ [略]													
[略]														
[略]														
ウ 情報伝達体制	①・② [略] ③ 情報伝達設備 ④・⑤ [略]													
[略]														
修正理由	○ 所要の整備をするもの													

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-26	<p style="text-align: center;">第10節 防災施設等整備計画</p> <p>第3 公共施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等についての不燃堅牢化に努める。 	<p style="text-align: center;">第10節 防災施設等整備計画</p> <p>第3 公共施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等についての不燃堅牢化 <u>及び非常用電源設備の整備</u>に努める。
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所要の整備をするもの 	

頁	現 計 画	修 正 案																																																					
3-3-1	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 県及び市町村は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。</p> <p>6 [略]</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>1 災害特別警戒本部</p> <p>○ 災害特別警戒本部は、「岩手県災害警戒本部設置要領」（資料編5-8）に基づき設置し、主に災害情報の収集及び応急対策を行う。</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">設置基準</th> <th style="text-align: center;">設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル3が発表された場合</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) 関係各課の防災活動</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">課等</th> <th style="text-align: center;">出先機関</th> <th style="text-align: center;">担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">農林水産部</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農村建設課</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) [略]</p>	設置基準	設置の対象	岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	[略]	八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合	[略]	部	課等	出先機関	担当内容	[略]				農林水産部	[略]			農村建設課	[略]		[略]				<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 県及び市町村は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。<u>また、県は市町村長に対し、学識者等の意見を踏まえ、必要な助言を積極的に行う。</u></p> <p>6 [略]</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>1 災害特別警戒本部</p> <p>○ 災害特別警戒本部は、「岩手県災害警戒本部設置要領」（資料編5-8）に基づき設置し、主に災害情報の収集及び応急対策を行う。</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">設置基準</th> <th style="text-align: center;">設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）<u>又は火口周辺警報</u>のうち噴火警戒レベル3が発表された場合</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）<u>又は火口周辺警報</u>（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) 関係各課の防災活動</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">課等</th> <th style="text-align: center;">出先機関</th> <th style="text-align: center;">担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">農林水産部</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農村建設課</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">森林保全課</td> <td style="text-align: center;">広域振興局 農政（林）部等</td> <td style="text-align: center;">治山施設被害情報の収集</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) [略]</p>	設置基準	設置の対象	岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺） <u>又は火口周辺警報</u> のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	[略]	八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺） <u>又は火口周辺警報</u> （キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合	[略]	部	課等	出先機関	担当内容	[略]				農林水産部	[略]			農村建設課	[略]		森林保全課	広域振興局 農政（林）部等	治山施設被害情報の収集	[略]			
設置基準	設置の対象																																																						
岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	[略]																																																						
八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合	[略]																																																						
部	課等	出先機関	担当内容																																																				
[略]																																																							
農林水産部	[略]																																																						
	農村建設課	[略]																																																					
[略]																																																							
設置基準	設置の対象																																																						
岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺） <u>又は火口周辺警報</u> のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	[略]																																																						
八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺） <u>又は火口周辺警報</u> （キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合	[略]																																																						
部	課等	出先機関	担当内容																																																				
[略]																																																							
農林水産部	[略]																																																						
	農村建設課	[略]																																																					
	森林保全課	広域振興局 農政（林）部等	治山施設被害情報の収集																																																				
[略]																																																							
3-3-2																																																							

3-3-3

2 災害対策本部

○ 災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

○ [略]

3-3-4

(1) 設置基準

区分	設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）	配備職員の範囲
(1) 指定職員配備（1号）体制	ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合	[略]
	イ 八幡平又は栗駒山に噴火警報（居住地域）が発表された場合	
	ア 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合	
	イ 所管区域内の火山（八幡平又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）が発表された場合	
(2) 主査以上配備（2号）体制	ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル5が発表された場合	
	イ [略]	
	ア 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地	

2 災害対策本部

○ 災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

○ [略]

(1) 設置基準

区分	設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）	配備職員の範囲
(1) 指定職員配備（1号）体制	ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域） <u>又は噴火警報</u> のうち噴火警戒レベル4が発表された場合	[略]
	イ 八幡平又は栗駒山に噴火警報（居住地域） <u>又は噴火警報</u> が発表された場合	
	ア 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域） <u>又は噴火警報</u> のうち噴火警戒レベル4が発表された場合	
	イ 所管区域内の火山（八幡平又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域） <u>又は噴火警報</u> が発表された場合	
(2) 主査以上配備（2号）体制	ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域） <u>又は噴火警報</u> のうち噴火警戒レベル5が発表された場合	
	イ [略]	
	ア 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地	

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>支部</td> <td>域)のうち噴火警戒レベル5が発表された場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>イ [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table>		支部	域)のうち噴火警戒レベル5が発表された場合				イ [略]		[略]				<table border="1"> <tr> <td></td> <td>支部</td> <td>域) <u>又は噴火警報</u>のうち噴火警戒レベル5が発表された場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>イ [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table>		支部	域) <u>又は噴火警報</u> のうち噴火警戒レベル5が発表された場合				イ [略]		[略]			
	支部	域)のうち噴火警戒レベル5が発表された場合																								
		イ [略]																								
[略]																										
	支部	域) <u>又は噴火警報</u> のうち噴火警戒レベル5が発表された場合																								
		イ [略]																								
[略]																										
3-3-10	<p>第3 県の職員の動員配備体制</p> <p>1～3 [略]</p>	<p>第3 県の職員の動員配備体制</p> <p>1～3 [略]</p>																								
3-3-11	<p>4 自主参集</p> <p>○ 各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する火山災害の発生を覚知したとき、又は噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報（居住地域）が発表されたときは、配備指令を待たずに、直ちに所属公所等に参集する。</p> <p>5～7 [略]</p>	<p>4 自主参集</p> <p>○ 各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する火山災害の発生を覚知したとき、又は噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報（居住地域）<u>又は噴火警報</u>が発表されたときは、配備指令を待たずに、直ちに所属公所等に参集する。</p> <p>5～7 [略]</p>																								
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害応急対策実施のため、県は市町村に対し助言を積極的に行うことについて規定するもの ○ 災害特別警戒本部設置時の関係各課の所掌事務について所要の修正をするもの ○ 災害警戒本部等の設置基準について所要の修正をするもの ○ その他所要の整備をするもの 																									

頁	現 計 画	修 正 案																
3-3-12	第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画	第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画																
3-3-13	<p>第3 実施要領</p> <p>1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>(1)火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="279 622 818 1305"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報(居住地域)</td> <td>噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、対象範囲を明示して発表。対象範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報(居住地域)、含まれない場合は噴火警報(火口周辺)として発表。</td> </tr> <tr> <td>噴火警報(火口周辺)</td> <td>・噴火警報(居住地域) <u>火山現象特別警報に位置づけられる。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	噴火警報(居住地域)	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、対象範囲を明示して発表。対象範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報(居住地域)、含まれない場合は噴火警報(火口周辺)として発表。	噴火警報(火口周辺)	・噴火警報(居住地域) <u>火山現象特別警報に位置づけられる。</u>	[略]		<p>第3 実施要領</p> <p>1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>(1)火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="885 622 1425 1305"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報(居住地域) <u>又は噴火警報</u></td> <td>噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、対象範囲を明示して発表。対象範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報(居住地域) <u>又は噴火警報</u>、含まれない場合は噴火警報(火口周辺) <u>又は火口周辺警報</u>として発表。</td> </tr> <tr> <td>噴火警報(火口周辺) <u>又は火口周辺警報</u></td> <td>・噴火警報(居住地域) <u>又は噴火警報は、火山現象特別警報に位置づけられる。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	噴火警報(居住地域) <u>又は噴火警報</u>	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、対象範囲を明示して発表。対象範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報(居住地域) <u>又は噴火警報</u> 、含まれない場合は噴火警報(火口周辺) <u>又は火口周辺警報</u> として発表。	噴火警報(火口周辺) <u>又は火口周辺警報</u>	・噴火警報(居住地域) <u>又は噴火警報は、火山現象特別警報に位置づけられる。</u>	[略]	
種 類	内 容																	
噴火警報(居住地域)	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、対象範囲を明示して発表。対象範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報(居住地域)、含まれない場合は噴火警報(火口周辺)として発表。																	
噴火警報(火口周辺)	・噴火警報(居住地域) <u>火山現象特別警報に位置づけられる。</u>																	
[略]																		
種 類	内 容																	
噴火警報(居住地域) <u>又は噴火警報</u>	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、対象範囲を明示して発表。対象範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報(居住地域) <u>又は噴火警報</u> 、含まれない場合は噴火警報(火口周辺) <u>又は火口周辺警報</u> として発表。																	
噴火警報(火口周辺) <u>又は火口周辺警報</u>	・噴火警報(居住地域) <u>又は噴火警報は、火山現象特別警報に位置づけられる。</u>																	
[略]																		

頁	現 計 画					
3-3-14	ア 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報					
<u>予報及び警報の別</u>	<u>対象範囲を付した警報の名称</u>	<u>略 称</u>	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	<u>火山活動の状況</u>	
噴火警報	<u>噴火警報 (居住地域)</u>	<u>噴火警報</u>	[略]		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が <u>発生、あるいは切迫している状態。</u>	
	<u>噴火警報 (火口周辺)</u>	<u>火口周辺警報</u>			居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす <u>(この範囲に入った場合に生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</u>	
					火口周辺に影響を及ぼす <u>(この範囲に入った場合に生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</u>	
噴火予報					<u>火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。</u>	

頁	修正後		
3-3-14	ア 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報		
	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード) 発表基準
	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	[略]	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合
	噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合
	噴火予報		予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合

頁	現 計 画					
3-3-14	イ 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報					
	<u>対象範囲を付した警報の呼び方</u>	<u>略 称</u>	<u>対象範囲</u>	<u>警戒事項等</u>	<u>火山活動の状況</u>	
噴火警報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	[略]		居住地域 <u>又は山麓</u> に重大な被害を及ぼす噴火が <u>発生、あるいは発生すると予想される。</u>	
	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報			居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす <u>(この範囲に入った場合に生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</u> 火口周辺に影響を及ぼす <u>(この範囲に入った場合に生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</u>	
噴火予報					火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる <u>(この範囲に入った場合に生命に危険が及ぶ)。</u>	
2 気象予報・警報等の種類及びその内容						
(1)～(3) [略]						
(4) 県の措置						
○ [略]						
○ 気象予報・警報等の通知又は通報は、原則として「総合防災情報ネットワーク」等による一斉通報により行う。						
(5) 市町村の措置						
○ [略]						
○ 市町村長は、特別警報に位置付けられる噴火警報（居住地域）を受領した場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知するとともに、その内容を関係機関に通知する。						
(6) [略]						
3 [略]						

頁	修正後																	
3-3-14	<p>イ 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報</p> <table border="1" data-bbox="293 215 1433 1252"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 215 715 349">名称</th> <th data-bbox="715 215 948 349">対象範囲</th> <th data-bbox="948 215 1117 349">キーワード</th> <th data-bbox="1117 215 1433 349">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 349 715 533">噴火警報（居住地域）又は噴火警報</td> <td data-bbox="715 349 948 1252" rowspan="4">[略]</td> <td data-bbox="948 349 1117 1252" rowspan="4"></td> <td data-bbox="1117 349 1433 533">居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する <u>可能性が高まってきている</u> と予想される <u>場合</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 533 715 757">噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報</td> <td data-bbox="1117 533 1433 757">居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される <u>場合</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 757 715 981"></td> <td data-bbox="1117 757 1433 981">火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される <u>場合</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 981 715 1252">噴火予報</td> <td data-bbox="1117 981 1433 1252"><u>予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 気象予報・警報等の種類及びその内容</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 県の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 気象予報・警報等の通知又は通報は、原則として「総合防災情報ネットワーク」等による一斉通報により行う。 ○ <u>県及び市町村は相互に連携を図りながら、受領した火山に関する予報・警報・情報等について、ホームページ、いわてモバイルメール、緊急速報メール等を活用し、住民等に周知する。</u> <p>(5) 市町村の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村長は、特別警報に位置付けられる噴火警報（居住地域）<u>又は噴火警報</u>を受領した場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知するとともに、その内容を関係機関に通知する。 <p>(6) [略]</p> <p>3 [略]</p>				名称	対象範囲	キーワード	発表基準	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	[略]		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する <u>可能性が高まってきている</u> と予想される <u>場合</u>	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される <u>場合</u>		火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される <u>場合</u>	噴火予報	<u>予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合</u>
名称	対象範囲	キーワード	発表基準															
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	[略]		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する <u>可能性が高まってきている</u> と予想される <u>場合</u>															
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報			居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される <u>場合</u>															
			火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される <u>場合</u>															
噴火予報			<u>予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合</u>															
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警報等の記載について見直しを行うもの ○ 県及び市町村による住民等に対する火山情報の伝達について規定するもの 																	

○ その他所要の整備をするもの

頁	現 計 画	修 正 案																				
3-3-30	<p style="text-align: center;">第7節 広報広聴計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 広報活動に当たっては、あらかじめ、<u>住民・被災者</u>の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。</p> <p>6 広聴活動に当たっては、<u>住民・被災者</u>の相談、要望等を広く聴取する。</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="279 752 818 1525"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広聴広報活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>1～10 [略] 11 <u>安否情報及び避難者名簿情報</u> 12～15 [略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1～8 [略] 9 安否情報 10～14 [略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広聴広報活動の内容	市町村本部長	1～10 [略] 11 <u>安否情報及び避難者名簿情報</u> 12～15 [略]	県本部長	1～8 [略] 9 安否情報 10～14 [略]	東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第7節 広報広聴計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 広報活動に当たっては、あらかじめ、<u>住民・被災者・登山者家族等</u>の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。</p> <p>6 広聴活動に当たっては、<u>住民・被災者・登山者家族等</u>の相談、要望等を広く聴取する。</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="885 752 1425 1525"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広聴広報活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>1～10 [略] 11 <u>安否情報、避難者名簿情報及び登山者等情報</u> 12～15 [略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1～8 [略] 9 <u>安否情報、避難者名簿情報及び登山者等情報</u> 10～14 [略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) <u>(三陸国道事務所)</u> <u>(北上川ダム統合管理事務所)</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広聴広報活動の内容	市町村本部長	1～10 [略] 11 <u>安否情報、避難者名簿情報及び登山者等情報</u> 12～15 [略]	県本部長	1～8 [略] 9 <u>安否情報、避難者名簿情報及び登山者等情報</u> 10～14 [略]	東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) <u>(三陸国道事務所)</u> <u>(北上川ダム統合管理事務所)</u>	[略]	[略]	[略]
実施機関	広聴広報活動の内容																					
市町村本部長	1～10 [略] 11 <u>安否情報及び避難者名簿情報</u> 12～15 [略]																					
県本部長	1～8 [略] 9 安否情報 10～14 [略]																					
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)	[略]																					
[略]	[略]																					
実施機関	広聴広報活動の内容																					
市町村本部長	1～10 [略] 11 <u>安否情報、避難者名簿情報及び登山者等情報</u> 12～15 [略]																					
県本部長	1～8 [略] 9 <u>安否情報、避難者名簿情報及び登山者等情報</u> 10～14 [略]																					
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) <u>(三陸国道事務所)</u> <u>(北上川ダム統合管理事務所)</u>	[略]																					
[略]	[略]																					
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が行う広聴広報活動の内容として登山者等情報を加え、並びに県が行う広聴広報活動の内容として避難者名簿情報及び登山者等情報を加えるもの。 ○ 県及び市町村が行う広聴広報活動の対象に登山者家族等を加えるもの。 ○ その他所要の整備をするもの 																					

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-35	<p style="text-align: center;">第8節 交通確保・輸送計画</p> <p>第3 交通確保</p> <p>1~5 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第8節 交通確保・輸送計画</p> <p>第3 交通確保</p> <p>1~5 [略]</p> <p>6 <u>災害時における車両の移動</u></p> <p style="text-align: center;"><u>【本編・第3章・第6節・第3・6参照】</u></p>
修正理由	○ 所要の整備をするもの	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>3-3-50</p> <p>3-3-51</p> <p>3-3-52</p> <p>3-3-53</p>	<p>第 18 節 避難・救出計画</p> <p>第 3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1) 避難勧告等の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県本部長は、平常時からの火山防災協議会での共同検討の結果を踏まえ、学識者等専門家との密接な連携のもとに、必要に応じ、市町村長に対し避難勧告等の助言を行う。 ○ [略] <p>(2) 避難勧告等の周知</p> <p>ア 地域住民等への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施責任者は、避難勧告等の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）<u>及び</u> 広報媒体（ラジオ、テレビ）によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。 ○ [略] <p>イ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 避難者の確認等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村職員、消防団員、民生委員等は、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。 <p>ア・イ [略]</p>	<p>第 18 節 避難・救出計画</p> <p>第 3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1) 避難勧告等の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県本部長は、平常時からの火山防災協議会での共同検討の結果を踏まえ、学識者等専門家との密接な連携のもとに、<u>土石流等の発生又はそのおそれがある場合等を含め</u>、市町村長に対し避難勧告等の助言を行う。 ○ [略] <p>(2) 避難勧告等の周知</p> <p>ア 地域住民等への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施責任者は、避難勧告等の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）、<u>広報媒体（ラジオ、テレビ）、ホームページ及び緊急速報メール</u>によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。 ○ [略] <p>イ 登山者等への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>県及び市町村は相互に連携を図りながら、登山者等に対し、緊急速報メール、いわてモバイルメール、消防防災ヘリコプター等によって、避難勧告等の内容の周知徹底を図る。</u> ○ <u>上記のほか、突発的に噴火が発生又は発生するおそれがある場合においても、県及び市町村は相互に連携を図りながら、避難勧告等の内容の周知に準じ、緊急下山等の広報を実施する。</u> <p>ウ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 避難者の確認等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村職員、消防団員、民生委員等は、<u>それぞれが連携・分担しながら</u>、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。 <p>ア・イ [略]</p>

	(6)・(7) [略] 2～8 [略]	(6)・(7) [略] 2～8 [略]
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火山噴火に伴い土石流等の発生又はそのおそれがある場合等において、県は市町村に対し避難勧告等の助言を行うよう規定するもの ○ 住民等への避難勧告等の伝達手段として、新たにホームページ及び緊急速報メールを位置づけるもの ○ 県及び市町村による登山者等に対する避難勧告等、緊急下山等の周知について新たに規定するもの ○ 避難者の確認等の際の各支援者の連携等について規定するもの ○ その他所要の整備をするもの 	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-60	<p style="text-align: center;">第 22 節 給水計画</p> <p>第 3 実施要領</p> <p>1 給水</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 応援の要請</p> <p>○ 市町村本部長は、自らの活動のみによつては、被災者に対する飲料水の確保若しくは供給ができないと認めた場合又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者が出た場合は、次の事項を明示し、<u>地方支部保健環境班長</u>を通じて、県本部長に応援を要請する。</p> <p>[略]</p> <p>○ [略]</p> <p>2～5 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第 22 節 給水計画</p> <p>第 3 実施要領</p> <p>1 給水</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 応援の要請</p> <p>○ 市町村本部長は、自らの活動のみによつては、被災者に対する飲料水の確保若しくは供給ができないと認めた場合又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者が出た場合は、次の事項を明示し、<u>地方支部保健医療班長</u>を通じて、県本部長に応援を要請する。</p> <p>[略]</p> <p>○ [略]</p> <p>2～5 [略]</p>
修正理由	<p>○ 所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>3-4-1</p> <p>3-4-2</p>	<p>第1節 公共施設等の災害復旧計画</p> <p>第5 緊急融資等の確保</p> <p>○ [略]</p> <p>1 国庫負担又は補助</p> <p>○ 法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業 <u>の関係法令</u> は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>(24) [略]</p> <p>(25) 社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助） の協議について（昭和59年9月7日厚生 省社会局長・児童家庭局長通知）</p> </div>	<p>第1節 公共施設等の災害復旧計画</p> <p>第5 緊急融資等の確保</p> <p>○ [略]</p> <p>1 国庫負担又は補助</p> <p>○ 法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業 <u>に関する法令等</u> は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>(18) <u>医療施設等災害復旧費補助金交付要綱</u></p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>(24) [略]</p> <p>(25) [略]</p> <p>(26) <u>社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領</u></p> </div>
<p>修正理由</p>	<p>○ 災害復旧事業に関する法令等の内容について見直しを行うもの</p> <p>○ その他所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案												
3-4-5	<p style="text-align: center;">第3節 復興計画の作成</p> <p>第3 復興事業の実施</p> <p>○ 激甚災害等に対する特別な財政措置は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="279 439 823 801"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 公共土木 施設災害 復旧事業 等に関する特別の 財政援助</td> <td>(1)～(10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) [略] (14) [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事業者	1 公共土木 施設災害 復旧事業 等に関する特別の 財政援助	(1)～(10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) [略] (14) [略]	[略]		<p style="text-align: center;">第3節 復興計画の作成</p> <p>第3 復興事業の実施</p> <p>○ 激甚災害等に対する特別な財政措置は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="887 439 1431 801"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 公共土木 施設災害 復旧事業 等に関する特別の 財政援助</td> <td>(1)～(10) [略] (11) <u>医療施設等災害復旧事業</u> (12) [略] (13) [略] (14) [略] (15) [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事業者	1 公共土木 施設災害 復旧事業 等に関する特別の 財政援助	(1)～(10) [略] (11) <u>医療施設等災害復旧事業</u> (12) [略] (13) [略] (14) [略] (15) [略]	[略]	
項目	事業者													
1 公共土木 施設災害 復旧事業 等に関する特別の 財政援助	(1)～(10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) [略] (14) [略]													
[略]														
項目	事業者													
1 公共土木 施設災害 復旧事業 等に関する特別の 財政援助	(1)～(10) [略] (11) <u>医療施設等災害復旧事業</u> (12) [略] (13) [略] (14) [略] (15) [略]													
[略]														
修正理由	<p>○ 激甚災害として財政措置が行われる事業を追加するもの</p> <p>○ その他所要の整備をするもの</p>													